令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る

公募型プロポーザル応募要項

農業者の高齢化や減少が進む中、集落営農法人等担い手のほかに、企業を新たな担い手に位置づけ、その農業参入を推進することにより、本県農業の持続性を確保していく必要があることから、他業種からの企業参入を後押しし、地域農業を支える新たな担い手の確保・育成に繋げる。

ついては、令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る業務を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

１　業務の概要

　　次に掲げる業務の委託

（１）業務名

　　　令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る業務

（２）業務内容

　　　令和７年度山口県農業参入支援体制構築に係る業務委託仕様書（別添）のと

おり

（３）委託予定期間

　　　契約締結の日から令和８年３月３１日まで

（４）委託料の上限額

　　　７，１００千円（消費税を含む）

２　参加資格

　　この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（１）これまで、農業参入を志向する企業の受け入れに係る事務に従事した経験があり、かつ、本県における市町等担当者向けセミナーやヒアリング等調査の企画・運営及び取りまとめに係るノウハウを有すること。

（２）本県における企業の受入体制の構築と県内外への情報発信に携わる専属スタ　　　ッフを１名以上配置し、各種活動を円滑に行うための体制を有すること。

（３）企業を受入れる際に必要となる農地等情報の管理・活用や、企業と受入地域（市町等）のマッチング等について、その方法や実施に向けたスキームを明確化し、マニュアルとして整理する能力と体制を有すること。

（４）本事業による取組を県内外へ効果的に発信できるネットワークを有すること。

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項又は第２

項に規定する者ではないこと。

（６）山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく

参加停止を受けていないこと。

３　提案への参加意向表明

　　本要項に基づく提案に参加しようとする場合は、別添「参加表明書」を令和７年

１０月９日（木）午後５時まで（必着）に、山口県農林水産部農業振興課経営体育

成班宛に提出すること（ＦＡＸによる提出可）。

４　応募

応募にあたっては、次に挙げる書類を作成し提出の上、提案者によって内容の説

明（プレゼンテーション）をしなければならない。

（１）提出書類

　　ア　企画提案書（以下の内容について記載のこと：様式任意）

　　（ア）委託業務を推進するための体制・組織図及び具体的なスケジュール

　　（イ）セミナーの内容及び運営方法、参加者に他業種からの企業受入に係る体制

整備の重要性を認識してもらうための工夫

　　（ウ）農地等情報の管理・活用表に含める項目、ポイント及び活用方法

　　（エ）市町に対する調査（アンケートまたはヒアリング）の内容及び方法

　　（オ）モデル地域を効果的に選定するための工夫及びポイント

　　（カ）県による取組を効果的に発信するための方法

　　（キ）仕様書に記載されていない新たな追加提案も可能とする

　　イ　支出計算書（見積書：様式任意）

　　　　※金額は、消費税法及び地方消費税相当額を含めた金額を記入すること。

　　ウ　添付書類

　　　　・応募者の概要が分かる資料（会社案内等）

　　　　・過去５年以内の同種業務実績一覧表（過去５年以内に、類似業務又は農業参入推進に係る業務を実施した実績があれば、事業名、発注者、業務内容、契約金額等について可能な範囲で記載すること）。

（２）提出部数

　　　上記（１）の提出書類について、７部（正本１部、副本６部）を提出すること。

（３）提出期限

　　ア　提出期限　令和7年１０月１６日（木）午後５時まで

　　イ　提 出 先　〒７５３－００７１　山口県山口市滝町１番１号

　　　　　　　　　山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班

　　ウ　提出方法　持参又は郵送（令和７年１０月１６日午後５時まで）により提出

すること。

（４）提出内容の説明（プレゼンテーション）の実施

　　ア　日　時　　令和７年１０月下旬（書類受付後、提案者に別途通知する）

　　イ　場　所　　山口県庁内会議室（書類受付後、提案者に別途通知する）

（５）留意事項

　　　提案内容については、本公募型プロポーザルの委託先候補者を決定するための

ものであり、その通りに実施するものではなく、委託先候補者の提案書類に基づ

き、県との協議により、実施内容を決定するものとする。

（６）応募等に関する質問の受付

　　ア　受付期間　令和７年１０月１４日（火）午後５時まで

　　イ　受付方法　電話またはＦＡＸにより受け付ける。

　　ウ　受 付 先　山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班

　　　　　　　　　ＴＥＬ：０８３－９３３－３３７５

　　　　　　　　　ＦＡＸ：０８３－９３３－３３９９

　　エ　そ の 他　応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問

については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

５　審　査

（１）審査方法

・別途設置する審査委員会で審査する。

・審査委員会は、委託料の上限額の範囲内で提案された内容を総合的に審査し、

最も優れた提案者を委託先候補者として選定する。

（２）審査基準

　　　審査時における評価は、提案書の内容等について、次の項目ごとに審査を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 配点 |
| ①提案内容の妥当性　　　・仕様書の内容を的確に捉え、明確かつ具体的な提案内容となっているか　　・調査の設計や結果の取りまとめ、報告及び情報発信など、業務の推進に係るスケジュールが妥当であり、目標を達成できる提案となっているか | ４０点 |
| ②業務の推進に係る工夫・独自性　　・セミナーの運営方法やモデル地域の選定に係る視点など、委託業務をより効率的に遂行するための創意工夫や独自の提案がなされているか | ２０点 |
| ③業務の運営体制及び実績　　　・企業による農業参入の動向や事例、課題等について知見を有し、他業種の企業受入れを検討する市町等に対し、適切な助言を与えられる専門的な知識や実践経験等を有する人員が確保されているか　　・他業種から参入する企業や受入側の市町等に対する支援実績など、本委託業務と同種・類似業務を遂行できる実績を有しているか　　・本事業による取組を県内外へ効果的に発信できるネットワークを有しているか | ３０点 |
| ④支出計画（経費見積）・委託業務実施に係る経費が適切に計上されているか | １０点 |

（３）審査結果の通知

　　　審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

６　その他

（１）提案書類の提出は１者につき１件とする。

（２）書類の作成等、この提案に掛る経費については、提案者の負担とする。

（３）この手続きに参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停

　　止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、

又は契約の締結を行わないことがある。

７　問い合わせ先

　　山口県農林水産部 農業振興課 経営体育成班　担当：久保

　　〒７５３－００７１　山口県山口市滝町１番１号

　　ＴＥＬ　：０８３－９３３－３３７５

　　ＦＡＸ　：０８３－９３３－３３９９

　　Ｅ－Mail：a17300＠pref.yamaguchi.lg.jp